

よくあるご質問

Q 婚姻届出をする場合、届書以外に必要なものはありますか？

A ・届書を持参される方の運転免許証、マイナンバーカード及びパスポート等の本人確認書類
・守口市以外に本籍がある方は、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
※守口市に本籍がある方は必要ありません。

Q 証人は、必ず必要ですか？

A はい。婚姻届を提出するときは、証人として二人の方の署名が必要です。
なお、押印は任意です。
成人の方であれば、親族でも友人でも構いません。

Q 結婚式の日に婚姻届を提出したいのですが、その日は日曜日で市役所が休みです。
市役所窓口の時間外に提出するにはどうすれば良いですか？

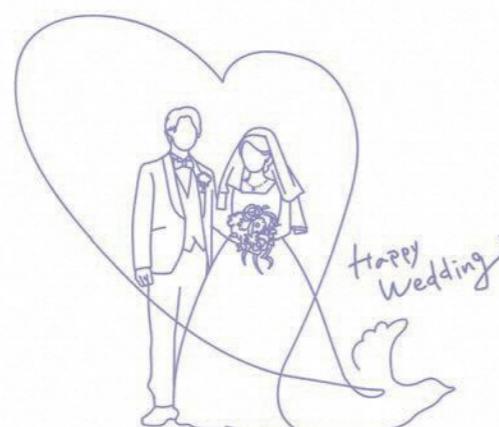
A 婚姻届は24時間受付できます。守口市役所の場合、提出先は下記のようになります。

| 時間帯 | 提出場所 |
|---------------------------|------------------------|
| 平日(月～金曜)の9時00分～17時30分 | 総合窓口課(市庁舎2階) 戸籍届出書受付窓口 |
| 上記以外の平日の時間帯、土曜、日曜、祝日、年末年始 | 市庁舎1階守衛室 |

※大日サービスコーナーでは受付できません。

※時間外に届書を提出される場合は、守衛室が受領(お預かり)します。翌開庁日に担当職員が届書を確認し、内容に不備がなければ受理します。戸籍に記載される婚姻日は、守衛室が婚姻届を受領した日になります。

届書を時間外に提出し内容に不備があった場合、平日の開庁時間帯に来庁して頂かなければならぬ場合があります。あらかじめ提出前に、届書の記載内容の確認を戸籍担当職員までお申し出くださいことをお勧めします。



Q 結婚と同時に守口市の新居に引っ越す予定です。
婚姻届が受理されれば、住所も変更されますか？

A 婚姻届だけでは、住所は変わりません。別に住所の異動届が必要になります。
住所の異動届は、時間外は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

| 届 | 届出期間 | 届出人 | 必要書類 | 備考 |
|------------------------|-------------------|-------------|--------------|--|
| 転入(※事前に前住所地で転出届が必要です。) | 転入または転居した日から14日以内 | 本人または同一世帯の方 | 転出証明書・本人確認書類 | 本人確認書類は、 ●運転免許証 ●マイナンバーカード ●パスポート ●身体障害者手帳 など |
| 転居 | | | 本人確認書類 | |
| 世帯変更 | | | 本人確認書類 | |

(注) 転入…守口市外から守口市内に住所を異動すること。 転居…守口市内で住所を異動すること。

Q 婚姻届と同時に、住所の異動届を出そうと思います。

届書には引っ越し前の住所を書きますか？それとも新しい住所を書きますか？

A 新しい住所をお書きください。
住所の異動届は、時間外は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

Q 結婚で氏が変わります。

これに伴い、手続きをしなければならないものがあれば教えてください。

A 氏名を登録しているものはすべて変更が必要になります。ほんの一例ですが、下記のようなものが考えられます。変更のために必要になる書類等の詳細は、直接手続き先にお問い合わせください。

例)マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険・年金関係、金融機関の口座名義、各種資格関係、勤務先への届、電話・インターネット等通信関係、クレジットカード…など

Q 婚姻することができる年齢は何歳以上からですか？

A 男女ともに18歳以上です。
経過措置として、令和4年4月1日(法律施行日)の時点で、満16歳以上の女性は、引き続き18歳未満でも婚姻することができます。
その際は、婚姻届の「その他」欄に婚姻に同意する旨を記入し父母が署名するか、別に同意書を作成し、添付してください。また、父母が証人となり証人欄に署名することにより、婚姻への同意を兼ねることができます。